

釧路市スポーツ賞募集要領

1. 釧路市スポーツ賞条例施行規則（平成17年10月11日教育委員会規則第11号）第2条第3項の規定による申請又は推薦は、申請書又は推薦書（別記様式）により行うものとする。
2. 「スポーツで優秀な成績を収めた者」として申請又は推薦される者は、次のいずれかに該当する者で、その事績があった時点において、本市に在住する個人又は本市に主たる活動の場を有する団体とし、毎年度教育委員会が指定する日までに、当該年度の前年度の7月1日から当該年度の6月30日までの期間における事績に係る申請又は推薦を行うものとする。ただし、国際的なスポーツ競技会において輝かしい活躍をし、その功績が顕著であると認められる者（本市に在住していた者も含む。）に係る申請又は推薦にあっては、その都度、当該書類を提出することができる。
 - (1) 運動（スポーツ）競技会において特に優秀な記録を樹立した者。
 - (2) 全国的運動（スポーツ）競技会において上位入賞した者。
3. 「本市のスポーツの普及振興に特に貢献したと認められる者」として申請又は推薦される者は、次の基準によるものとする。
 - (1) 個人
 - ① 本市に10年以上在住しスポーツの普及奨励のため企画又は指導に率先して身した者で、おおむね50歳以上の者であること。ただし、単に体育団体の名目的役職の地位にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員で本職としてスポーツの指導等に当たっている者は含めない。
 - ② 過去において、市長又は教育委員会からスポーツに関する表彰を受けたことがないこと。
 - (2) 団体
 - ① 本市に事務局を有する地域又は職域の単一団体であること。（釧路市スポーツ協会に加盟する競技団体等、統括的団体は除く。）
 - ② 組織的に社会体育活動を行っていること。
 - ③ 団体の行う社会体育活動がその地域の住民又は職場の従業員の健康、体力を増進し、その生活を明るく豊かにするために貢献していること。
 - ④ 設立後10年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。
4. 過去に申請又は推薦があり、受賞の決定がされなかったものは、再度、申請又は推薦をすることができる。

5. 記入上の注意

(1) 「区分」の欄は、該当する数字を○で囲む。

(2) 「事績の概要」の欄は、事績の事柄ごとに具体的に記入すること。

なお、「スポーツで優秀な成績を収めた者」については、出場大会の名称、成績及び記録を正確に記入すること。

また、「本市のスポーツの普及振興に特に貢献したと認められる者」については、旧鉧路市・旧阿寒町・旧音別町の事績も含めて記入すること。

(3) 「参考事項」の欄は、申請又は推薦される者が個人の場合は、その経歴等について特記すべき事項を記入し、団体の場合は、その主な沿革、構成員（団体）数、年間予算（自己資金、寄付金、補助金等の財源別）及び運営方針を箇条書きで記入すること。

6. 添付書類

(1) 申請又は推薦を受ける者が個人の場合

① 履歴書

氏名、生年月日、本籍、現住所、最終の学歴、主な職歴、体育関係の略歴及び賞罰について記入すること。

② 写真

L判1葉、またはデータによる提出

（最近3ヶ月以内において上半身を正面から写したもの）

③ その他参考となる資料

児童、生徒については、所属学校長の副申書を添付すること。

(2) 申請又は推薦を受ける者が団体の場合

① 名称、所在地及び代表者の氏名

② 会則（役員氏名、主な事業を併記すること）

チームの場合は、メンバーの一覧表

③ 写真

L判1葉、またはデータによる提出（最近の活動状況又はメンバーを写したもの）

④ その他参考となる資料

附 則

この要領は、平成19年11月28日から施行する。

この要領は、平成20年 8月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 9月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年 7月 1日から施行する。